

八幡浜地区施設事務組合管理職員特別勤務手当の支給等に関する規則

〔平成6年11月4日
規則第3号〕

改正 平成17年 3月28日規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、八幡浜地区施設事務組合職員の給与に関する条例（昭和58年条例第11号）第2条の規定により準用する八幡浜市職員の給与に関する条例（平成17年条例第46号）第15条の2の規定に基づき、管理職員特別勤務手当の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(準用規定)

第2条 管理職員に対して支給する特別勤務手当については、八幡浜市管理職員特別勤務手当の支給等に関する規則（平成17年八幡浜市規則第35号）を準用する。この場合において「市長」とあるのは「組合長」と読み替えるものとする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成17年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。